

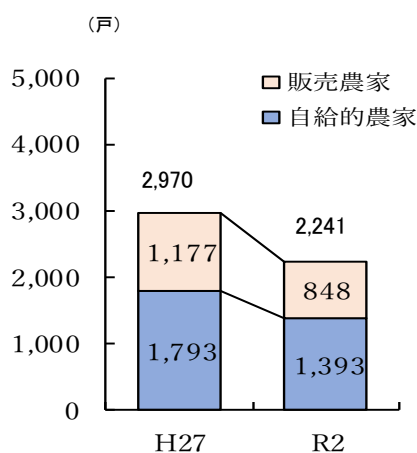
令和5年度 呉市の農業振興

1 呉市農業の現状

農業者の減少

令和2年の農家数は2,241戸ですが、そのうち、約6割の1,393戸が自給的農家で、販売農家は848戸となっています。

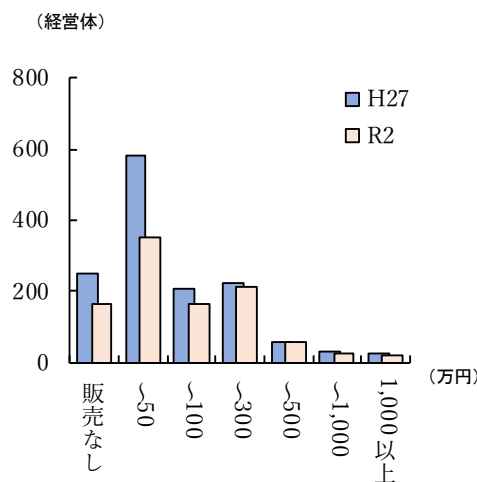
平成27年と比較すると、総数で729戸減少し、うち販売農家は329戸の減少となっています。



農家数の推移

令和2年の農業経営体は989経営体で、そのうち、販売額が50万円に満たない経営体が、約5割を占めています。

また、500万円以上販売した経営体数は、平成27年と比較すると、12経営体減少し、わずか41経営体しかありません。

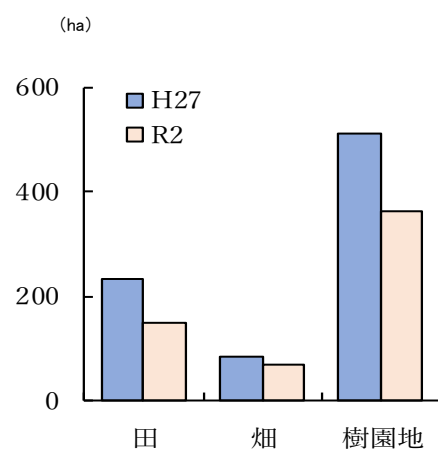


販売額別の農業経営体数

経営耕地面積も減少

令和2年の経営耕地面積は580haで、平成27年と比較すると247ha減少しています。

また、耕地別でも全ての耕地が減少しており、中でも樹園地が最も大きく減少しています。



経営耕地面積の推移

2 呉市農業の振興策

取組 その1

担い手育成対策

新規就農者や農業参入企業など多様な担い手を確保・育成するため、技術習得から経営ノウハウの習得まで支援する体制の構築に取り組みます。

取組 その2

産地育成対策

フルーツ産地の育成、農産物のブランド化や販路拡大、農業者の所得向上や地域の活性化に取り組みます。

取組 その3

農地保全対策

遊休農地の再生や農村環境を守り育む事業、中山間地域等の条件不利地域の保全に取り組みます。

取組 その4

有害鳥獣対策

イノシシなどの有害鳥獣対策については、「防御」、「捕獲」、「広報・啓発」、「調査・研究」の4本柱で事業を展開

していますが、有害鳥獣による農産物等の被害防止を図るため、より効率的・効果的な対策を推進します。

また、ジビエに関する様々な事業を展開し、ジビエ利活用にも取り組みます。



3 農業関係の支援制度

新規就農者の 経営安定を支援します

新規就農者総合支援事業

呉市内に就農する新規就農者に対し、経営の早期安定化が図られるよう技術習得や設備取得経費等を助成し、次代の担い手の確保・育成を図ります。

■ 新規就農定着支援奨励金

《対象》

就農初期に必要な設備・機械の導入、農地の取得等に要する経費

《対象者の主な要件》

・農業専業経営を呉市内で新規に開始して5年が経過していない60歳以下の者

・県立大学校等を卒業した者又はそれと同等の農業実務経験が1年以上あり、農業専業経営を行う技術力を持つと認められる者

・5年以内に農業所得が250万円以上となる見込みがあること。

※この他にも要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

《助成金額》

100万円/件以内（新規就農者：経費の全額、後継者：経費の1/2）

■ 実践農業技術研修支援奨励金

《対象》

新規就農者（研修終了時45歳以下）の就農前研修（6ヶ月以上2年以内）に係る経費

《対象者》

新規就農する者が就農する前に研修を受ける受入先（呉市内認定農業者）

《助成金額》

96万円/人以内

■ 新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業・経営開始資金）

《内容》

就農後の経営発展のための機械等導入の支援や経営開始資金を助成します。

・経営発展支援事業

融資を受けて導入した機械等の費用を最大750万円助成（県の支援が必須。個人負担は事業費の1/4）

・経営開始資金

150万円/年（最長3年間）

《対象者の主な要件》

・独立、自営就農時の年齢が49歳以下であること

・自ら作成した青年等就農計画が認定され、主体的に農業経営を行うことができること

・農業大学校や県指定の認定研修施設で農業技術等を習得し、青年等就農計画の達成が確実に見込めること

・農地の所有権又は利用権を有していること

・地域計画の目標地図に位置づけられる、または、人・農地プランの中心経営体に位置づけられること

※この他にも要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

☆新規就農者支援に
関するお問い合わせ☆
農林水産課 農業振興センター
☎ 77-0374

農業に参入する企業等を 支援します

農業参入企業等支援事業

呉市内で新たに農業に参入する市内外の企業や農業法人が、農業参入する際に行う施設や機械の整備等に要する経費を助成します。

《対象者》

市内で新たに農業に参入する又は参入することが確実と見込まれる農業以外の業を営む企業等や農業法人

《対象経費》

農産物等の生産・出荷及び加工に必要な施設の整備や機械の購入、農産物等の販路開拓や農地等の基盤整備等に要する経費

《助成金額》

・対象経費の1/2以内

・補助額上限1,000万円

補助額下限 100万円

※助成を受けるには審査会で採択を受ける必要があります。

スマート農業等の 取組を支援します

スマート農業等推進事業

担い手等がAIやIoTなどの先端技術を活用した機器等を導入する際の経費を予算の範囲内で支援します。

■ スマート農業施設等整備事業

《対象者》

認定農業者、認定新規就農者等の地域農業の担い手等

《対象経費》

ビニールハウス等に設置する統合型環境制御システムの購入・設置費

《助成金額》

・対象経費の1/2以内

・補助額上限 100万円

《事業実績》

R4年度：2件

生産性向上、流通改善 を支援します

農山村生産流通等改善事業

農業生産の向上のための設備投資や流通の効率化等を図る取組に要する経費の一部を、呉市内の農業者及び地域住民等により構成される団体等に対して助成します。

■ 農業生産施設等整備

《対象》

農作業の省力化・効率化を図り、生産拡大及び農業所得の向上を目的とする施設等の整備

例) かん水施設、ハウス等

《助成金額》

・施設整備等の経費の1/3以内

・1事業主体当たり30万円以内

■ 農業流通施設等整備

《対象》

生産物の付加価値化や出荷作業の効率化を行い、生産拡大及び農業所得の向上を目的とする施設等の整備

例) 保冷库等

《助成金額》

・施設整備等の経費の1/3以内

・1事業主体当たり 30 万円以内

≪事業実績≫

R4年度：4件

■ 環境配慮農業活動

≪対象≫

農業者・地域住民等により構成される団体等が、農業生産を行う上で、生産環境等に配慮した持続性のある取組

≪助成金額≫

- ・活動に要する経費の1/3以内
- ・1事業主体当たり 20 万円以内

■ 加工品等開発活動

≪対象≫

農業者・地域住民等により構成される団体等が、地域農産物を利用した加工品等の特産品を開発する活動

≪助成金額≫

- ・活動に要する経費の1/3以内
- ・1事業主体当たり 20 万円以内

フルーツ産地の育成を支援します

フルーツアイランド事業

産地が一体となりフルーツ産地の育成を図る取組に対し、その経費の一部を助成します。

≪対象者≫

市内の農業協同組合及び農業者団体

≪対象≫

- ①産地で推進する品目の大苗購入費
- ②新植・改植を促進させるための肥料、土壌改良材購入費
- ③専門家による技術支援費（講師謝金等）

≪助成金額≫

- ①1/5 以内 上限：なし
- ②1/2 以内 上限：2,500 円/個
- ③上限：2,000 円/時間

≪事業実績≫

R4年度：3団体

条件不利地域の農地保全を支援します

中山間地域等直接支払事業

中山間地域等の急傾斜等条件不利な農用地において、5年以上継続して農業生産活動を行う集落に対して助成します。

≪対象≫

農業振興地域の農用地で傾斜基準等を満たす農用地が1ha以上とまって存在する等の地域で、集落協定に基づき5年以上継続して農業生産活動を行う集落

≪助成単価≫ (10a当たり)

区分	通常単価	8割単価	
田	急傾斜	21,000 円	16,800 円
	緩傾斜	8,000 円	6,400 円
畑	急傾斜	11,500 円	9,200 円
	緩傾斜	3,500 円	2,800 円

※取組内容により単価が異なります。

≪事業実績≫

R4年度：参加協定数 12

遊休農地の再生を支援します

遊休農地再生支援事業

5年以上の耕作を行う目的で、市内の遊休農地を5a以上再生する農業者等の取組に対して助成します。

≪対象者≫

農業者、農業法人、農業参入企業及び農業者等の組織する団体（5a以上の農地を所有（借地含む）していること）

≪対象経費≫

- ①草刈、抜根、整地に要する経費（労務費（本人以外のもの）、消耗品費（小農具等）、機械器具等借上代、燃料費等）
- ②土壌改良に要する経費（堆肥、土壌改良材等）で、①の再生作業が行われた農地が対象

≪助成金額≫

- ・1/2 以内 上限：7,500 円/a
- ・1事業主体当たり 30 万円以内

≪事業実績≫

R4年度：1件

農業用施設や農村環境の保全活動を支援します

多世代交流型農村環境保全事業

地域ぐるみで継続的に行う農道の草刈りや農業用水路の泥あげや景観作物の植栽など、農村環境を保全する活動を支援します。

≪対象≫

農道・水路等の点検及び草刈り、泥あげ、維持補修、農道等法面の景観作物の植栽等

（市街化区域外・用途地域外であること）

≪対象者≫

市内の農業従事者と非農業従事者で構成する団体

≪助成金額≫

- 田 上限：4,400 円 / 10a
- 畑 上限：2,800 円 / 10a

≪事業実績≫

R4年度：14 団体

☆農業振興施策に関するお問い合わせ☆
 農林水産課 農業振興グループ
 ☎ 25-3318

農業用施設の維持補修の原材料を支給します

多世代交流型農業用施設 原材料支給事業

農家や農業団体などが、営農に資する農業用施設（農道・農業用水路等）の維持補修に必要な原材料を支給します。

≪対象≫

2戸以上の農家が受益者となる農業用施設（市街化区域外・用途地域外であること）

≪支給する原材料≫

生コン、角フリューム、砂利など

≪支給基準≫

原材料費が20万円以下のものであり、小規模の事業に限る。

≪事業実績≫

R4年度：13 件

☆原材料支給事業に関するお問い合わせ☆
 農林土木課 管理グループ
 ☎ 25-3555

イノシシ等に係る防護柵等の整備や捕獲を支援します

有害鳥獣対策事業

有害鳥獣による農作物等の被害を未然に防ぐ事業や捕獲に対する支援を行います。

■ 防護柵等資材購入助成事業

防護柵等の設置や畦畔の復旧等に必要な土のう袋の購入費用の一部や、下記の基準を満たす既設防護柵等の補修に係る資材購入費用の一部を助成します。

《対象》

(①, ③, ④は延長 50m 以上, ⑤は 1a 以上, ⑥は 10 袋以上 50 袋まで, ⑦は針金 30m 程度, U 字結束線は 80 本)

- ①金網柵(目合い 100 mm 程度の溶接した金網)
- ②電気柵(電気柵器, アルミ電線, ポール, 専用電池等のセット)
- ③トタン柵(厚さ 0.19mm 以上の亜鉛波板鉄板)
- ④ネット柵(目合い 10mm 以下, 幅 1 m 以上のナイロン製ネット等)
- ⑤防鳥網(目合い 150mm 以下のナイロン製ネット等)
- ⑥植生土のう袋(ポリエチレン等の材質の植物種子を植え込んだもの)
- ⑦結束線(設置に要するステンレス製の針金, U 字結束線)

《対象者》

呉市内の農地を有害鳥獣被害から守るため, 防護柵等を設置した者

《助成金額》

- ・事業対象資材の購入経費の 1/3 以内
- ・同一年度で 6 万円以内(H30. 7 月豪雨災害により被災した防護柵等を, 災害復旧事業等により復旧する農地に補修し, 再設置する場合は, 農地の復旧が完了した翌年度までに申請されたものに限り上限はありません。)

《事業実績》

R4 年度: 105 件

■ 大規模防護柵貸与事業

農業者等が共同で大規模に防護柵を設置する場合に, 必要な資材を無料でお貸しします。

《対象者》

代表の定めがあり, 販売農家 3 戸以上を含む農業者等により組織された団体

- ①柵で囲う範囲内に耕作されている農地が 30a 以上であること。
- ②柵の延長が 200m 以上であること。
- ③柵で囲う範囲内に有害鳥獣による被害があること。
- ④設置後の維持管理協定を市と締結できること(金網柵は 14 年間, 電気柵は 8 年間)。

※他の条件もあります。

《貸与資材》

次のいずれか 1 つを選択

- ①金網柵
 - ・ワイヤーメッシュ(溶接金網)
2 m × 1.2 m
 - ・支柱(異形棒鋼)長さ 1.5 m
- ②電気柵
 - ・電気柵(電気柵器, アルミ電線, ポール, 専用電池等のセット)

《事業実績》

R4 年度: 2 団体(金網), 延長 968 m

■ 捕獲報償金

農産物等に被害を与える有害鳥獣の捕獲に対して助成します。

《対象者》

呉市内で適法に有害鳥獣を捕獲した者

《助成金額》

- ・捕獲報償金
イノシシ・シカ 1 頭につき 4,000 円
サル 1 頭につき 10,000 円
- ・埋設報償金
イノシシ・シカ・サル 1 頭につき 5,000 円(狩猟による捕獲の場合を除く。)

《事業実績》

R4 年度: イノシシ 4,505 頭
シカ 155 頭

■ 狩猟免許取得助成

新たに狩猟免許を取得する場合に, 講習会受講料及び試験受験料を助成します。

《対象者》

市内在住で, 新規に狩猟免許を取得した者

《条件》

有害鳥獣捕獲を実施すること。

《事業実績》

R4 年度: 23 件

■ 箱わな購入支援事業

農地等へ設置する箱わなの購入費用の一部を助成します。

《対象者》

有害獣による農作物被害等を防止する目的で箱わなを購入する者

《助成金額》

事業対象経費の 1/2 以内(上限 5 万円/1 基)

※同一年度で 1 世帯 1 基のみ申請可

☆有害鳥獣対策に
関するお問い合わせ☆
農林水産課 農林保全グループ
☎ 25-3339

農業融資制度のご案内

農業融資制度

農業者の経営の安定を図るため, 必要な資金を低利で融資します。

《融資対象者》

市内の農業者又はこれらの人が構成員となっている法人若しくは団体

《融資の方法》

指定する金融機関(JA)が市の預託金を基礎として融資します。なお, 融資決定は, 別途, 金融機関の審査があります。

《融資の対象資金》

- ①農業経営の近代化に必要な機械の購入資金
- ②生産性の向上に必要な施設又は資機材の購入資金
- ③畜産施設の改善及び整備又は家畜の購入資金
- ④営農用トラックの購入資金
- ⑤農地等の改良資金
- ⑥災害で被害を受けた農地の復旧資金

《貸付限度額》

①～⑤…400 万円 ⑥…800 万円

《償還期間》

①～④…5 年 ⑤, ⑥…8 年
ともに 1 年以内の据置き可能

《貸付利率》

- ①～⑤…貸付日現在の近代化資金の貸付利率×0.9
- ⑥…貸付日現在の近代化資金の貸付利率×0.9×0.5

☆融資制度に
関するお問い合わせ☆
農林水産課 総務グループ
☎ 25-3317

